

地域型保育事業所の認可及び利用定員について

令和4年4月1日開所予定の小規模保育事業所について、『児童福祉法第34条の15第4項』の規定に基づき認可に関するご意見及び『子ども・子育て支援法第43条第2項』の規定に基づき利用定員についてのご意見を伺います。

1 施設概要

施設の名称等	名称	(仮称) Manamana 下保谷保育室			
	所在地	西東京市下保谷五丁目7番9号(予定)			
	設置主体	株式会社 Manamana			
	類型	A型			
認可定員 (予定)	15人	利用定員			
		3号認定 (0~2歳)	15人	0歳	3人
				1歳	6人
				2歳	6人
保育室等の状況 (予定)	設備	認可基準		申請内容	
	乳児室 (0歳児)	3.3 m ² ×3人=9.9 m ²		10.02 m ²	
	ほふく室・保育室 (1・2歳児)	1歳: 3.3 m ² ×6人=19.8 m ² 2歳: 1.98 m ² ×6人=11.88 m ² (合計: 31.68 m ²)		32.87 m ²	
	屋外遊戯場	3.3 m ² ×6人=19.8 m ²		4462.66 m ² ※代替遊戯場(下保谷森林公園)	

2 設置主体の保育事業実績

設置者である株式会社 Manamana は、都内(西東京市内)で小規模保育事業所1園の運営実績があります。また、法人代表が個人としても都内(西東京市内)に小規模保育事業所1園を運営しています。